

2015年6月18日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2015.5

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、会社法改正法の施行(1日)、ASBJが「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」を公表したこと(26日)、平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)の施行(29日)などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	3
○6月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第3回	
マイナンバーが送られてきた。さて、どうする？	6
○レポート要約集	8
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○5月のウェブ掲載コンテンツ	11

◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	バーゼルⅢの初歩 第19回 国内外の大手銀行は、バーゼルⅢをどれだけ遵守できている？	鈴木 利光	金融制度	2
8日	バーゼルⅢの初歩 第20回（最終回） 現在、バーゼル規制ではどのような見直しが検討されている？	鈴木 利光	金融制度	2
13日	なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第1回 マイナンバー制度とは何か	吉井 一洋	税制	3
15日	法律・制度 Monthly Review 2015.4 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
18日	大量保有報告制度の見直し ～2014年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	10
20日	レバレッジ比率の告示等の改正（案） ～【金融庁告示改正案】連結財務諸表なければ 単体レバレッジ比率を開示～	鈴木 利光	金融制度	2
	なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第2回 マイナンバーは何に使われる？今後のスケジュール は？	吉井 一洋	税制	4
21日	コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う 東証上場規程等の改正	横山 淳	金融商品 取引法	14
22日	定型約款に係る改正（1） ～2015年3月国会提出、民法改正法案より～	堀内 勇世	その他法律	7
26日	定型約款に係る改正（2）～経過措置等 ～2015年3月国会提出、民法改正法案より～	堀内 勇世	その他法律	7
27日	なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第3回 マイナンバーが送られてきた。さて、どうする？	吉井 一洋	税制	5

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇会社法改正法の施行。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
4日	◇EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)が、EC(欧州委員会)に、IFRS9号「金融商品」のエンドースメント(承認)を推奨する助言案を公表。
7日	◇IOSCO(証券監督者国際機構)、「大規模な市場仲介業者による信用評価のための信用格付利用の代替手段に係るサウンド・プラクティス」と題する市中協議報告書を公表(7月8日まで意見募集)。 ◇NISA推進・連絡協議会、未成年者を対象とした少額投資非課税制度につき、業界横断的に用いる一般的な名称を「ジュニアNISA」とすることを決定。
8日	◇金融庁、シニア・スーパーバイザーズ・グループが4月30日に「アルゴリズム取引に関する金融機関におけるリスク管理上の着眼点」と題する報告書を公表した旨、公表。
12日	◇東証、日本郵政グループ3社の上場に係る特例の制定に関する有価証券上場規程等の一部改正を公表。日本郵政グループ3社の上場審査時において、上場株式数および流通株式比率に特例を設ける規定(5月20日施行)。
13日	◇国税庁、所得税基本通達を改正した旨、公表。国外転出時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税に係る通達(7月1日施行)。 ◇東証、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う有価証券上場規程等の一部改正を公表(6月1日から施行)。
15日	◇金融庁、レバレッジ比率に関する告示及び監督指針の改正案を公表。今後、国際統一基準行であって連結財務諸表を作成しない銀行が現れた場合、単体レバレッジ比率を開示させる案(29日まで意見募集)。 ◇OECD(経済協力開発機構)、BEPS行動7(PE認定の人為的回避の防止)についてディスカッション・ドラフトを改訂し公表(6月12日まで意見募集)。
18日	◇東証、TOKYO PRO-BOND Marketに東京都発行の米ドル建て債券の上場申請を承認。
19日	◇金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の第1回会合開催。金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等につき諮問。座長は岩原紳作・早稲田大学大学院法務研究科教授。 ◇ASBJ(企業会計基準委員会)、リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」を公表。 ◇IASB(国際会計基準審議会)、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を2018年1月1日まで1年延期する提案を公表。
21日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を改正し公表。金融機関に求めるサイバーセキュリティ管理態勢の整備状況について、監督上の着眼点として明確化(22日または30日施行)。
22日	◇マイナンバー法の改正法案が衆議院にて可決、参議院に送付。 ◇OECD、BEPS行動6(条約の濫用防止)についてディスカッション・ドラフトを改訂し公表(6月17日まで意見募集)。
25日	◇大阪取引所、日経225Weeklyオプション取引を開始。
26日	◇ASBJ、企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」を公表。繰延税金資産の回収可能性の判断基準等を改正する案(7月27日まで意見募集)。 ◇国税庁、「平成27年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率

26日	<p>等に関する経過措置の取扱いについて」の通達を改正。消費税率引き上げ時期延期に伴う経過措置適用時期の延期に伴う改正。</p> <p>◇国税庁、消費税法基本通達等を改正。国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直しに伴う改正など。</p>
27日	<p>◇平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令が公布。情報提供義務の導入に伴う規定の整備など（2016年5月29日施行）。</p> <p>◇金融商品取引法の改正法が参議院にて可決・成立。プロ向けファンド規制の見直しなど。</p> <p>◇国民健康保険法等の改正法が参議院にて可決・成立。後期高齢者医療制度への拠出金につき段階的に総報酬割に移行など。</p>
28日	<p>◇IASB、概念フレームワークの改訂公開草案を公表（10月26日まで意見募集）。</p>
29日	<p>◇平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）の施行。投資型クラウドファンディングに係る規定整備、大量保有報告制度の見直しなど。</p> <p>◇国税庁、所得税基本通達を改正。馬券の払戻金の所得区分について雑所得に該当する可能性があること、外れ馬券につき経費となる可能性があることを明示。</p>

◇6月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	6月1日	◇コーポレートガバナンス・コードの適用開始。 ◇商品先物取引に係る不招請勧誘規制が緩和。
	7月1日	◇出国時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税の導入。
	9月1日	◇一定のOTCデリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、5月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第3回

マイナンバーが送られてきた。さて、どうする？

2015年5月27日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150527_009755.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 個人番号カードのイメージ



(出所) マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編 (平成27年 内閣府)

図表2 マイナンバーの告知・記載がスタートする時期

種類		マイナンバーの告知・記載の開始時期		誰のマイナンバー
証券取引	新規口座 (2016.1.1以後開設)	一般口座	2016.1.1以後の支払いの受領時までに証券会社等に告知	本人
		特定口座	2016.1.1以後の口座開設時に証券会社等に告知	
		NISA ^{注1}	2016.1.1以後の口座開設手続き時に証券会社等に告知	
	既存口座 ^{注1}	一般口座	2019.1.1以後最初の支払いの受領日までに証券会社等に告知	本人
		特定口座		
		NISA		
給与所得関連 ^{注1}		2016年分の給与の年末調整に対応。ただし、2016年分の扶養控除等申告書を2016.1.1以降に提出する場合は、最初の給料日の前日までに番号を記載し、勤務先に提出		本人、配偶者(妻・夫)、扶養親族(子・老親)
退職所得 ^{注1}		2016.1.1以後の退職金の受取時までに、退職所得の受給に関する申告書に番号を記載し、勤務先に提出 ^{注2}		本人
雇用保険 ^{注1}		2016.1.1以後の被保険者資格取得届出書・支給申請書等の提出前に勤務先に告知	既存の従業員分は、2016年1月以降のいずれかの時期に報告(それまでに勤務先に告知)	本人
介護休業給付・育児休業給付 ^{注1}				本人
健康保険 ^{注1}		2017.1.1以後の被保険者資格取得届出書の提出前に勤務先に告知	既存の従業員分は未定	本人、家族
厚生年金 ^{注1}				本人 ^{注3}
短期のパート・アルバイト・原稿料等 ^{注1}		2016.1.1以後の支払確定前に支払者に告知 ^{注4}		本人
生命保険・損害保険 ^{注1}		2016.1.1以後の支払確定前に保険会社に告知 ^{注4注5}		保険契約者、受取人
不動産所得 ^{注1} ・譲渡代金		2016.1.1以後の支払確定前に支払者(不動産業者)に告知 ^{注4}		本人
所得税		2016年の所得の確定申告書(2017.2.16~3.15に提出)から記載		本人、配偶者(妻・夫)、扶養親族(子・老親)
財産債務調書、国外財産調書		2016年末分から記入(2017.3.15までに提出)		本人
相続税		2016.1.1以後の相続の申告書(相続日から10月以内)から記載		相続人
贈与税		2016年中の贈与の申告書(2017.2.1~3.15に提出)から記載		受贈者
預貯金		2018.1.1から任意で告知		本人

(注1) 勤務先や証券会社・金融機関などが2015.10.5~2015.12.31までに事前収集することも可能

(注2) 退職金の源泉徴収票は退職日から1月以内に勤務先が税務署に提出

(注3) 専業主婦(主夫)等、国民年金第3号被保険者の番号も、代理人として勤務先に提出(時期は未定)

(注4) 所得税の源泉徴収票及び支払調書の提出期限は2017.1.31

(注5) 相続税法上の調書は、支払日の翌月の15日までに提出

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【1日】

バーゼルⅢの初歩 第19回

国内外の大手銀行は、バーゼルⅢをどれだけ遵守できている？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第19回は、バーゼルⅢの遵守状況を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150501_009684.html

【8日】

バーゼルⅢの初歩 第20回（最終回）

国内外の大手銀行は、バーゼルⅢをどれだけ遵守できている？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明してきました。最終回となる第20回は、バーゼル3.5 又はバーゼルⅣの青写真を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150508_009698.html

【13日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第1回

マイナンバー制度とは何か

2015年10月5日から、マイナンバーの通知が始まります。マイナンバー制度は、いわゆる納税者番号と国民ID構想を組み合わせたものといえます。番号法を根拠法とし、①付番、②本人確認、③（行政機関の）情報連携の3つの仕組みを基本としています。番号には、個人番号（マイナンバー）と法人番号があります。さらに情報連携のための符号も必要とされます。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150513_009706.html

【15日】

法律・制度 Monthly Review 2015.4

～法律・制度の新しい動き～

4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、平成27年度税制改正法が一部施行されたこと（1日）、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が国会提出されたこと（3日）、金融庁が「IFRS適用レポート」を公表したこと（15日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150515_009715.html

【18日】

大量保有報告制度の見直し ～2014年金商法改正関連シリーズ～

2015年5月15日、2014年の金融商品取引法改正の細則を定める一連の政令、内閣府令などの改正が行われた。

この一連の改正の中に、大量保有報告制度の見直しが盛り込まれている。具体的には、①自己株式を大量保有報告制度の対象から除外する、②同時提出義務を廃止する、③短期大量譲渡の報告事項から僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外するなどである。

施行日は、2015年5月29日である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150518_009717.html

【20日】

レバレッジ比率の告示等の改正（案） ～【金融庁告示改正案】連結財務諸表なければ単体レバレッジ比率を開示～

2015年5月15日、金融庁は、レバレッジ比率に関する告示及び監督指針の改正案（レバレッジ比率告示等改正案）を公表している（コメント提出期限は2015年5月29日）。

レバレッジ比率告示等改正案は、国際統一基準行のうち、連結財務諸表を作成していない銀行に対して、単体レバレッジ比率の算出・開示を求める旨提案するものである。

本稿執筆時点では、わが国の国際統一基準行にあたる銀行は全て連結財務諸表を作成しており、レバレッジ比率告示等改正案の対象となる銀行は存在しない。

そのため、レバレッジ比率告示等改正案は、仮に今後、国際統一基準行であって連結財務諸表を作成しない銀行が現れた場合に初めて、意味のあるものとなる。

レバレッジ比率告示等改正案は、2015年6月30日から適用される予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150520_009729.html

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第2回

マイナンバーは何に使われる？今後のスケジュールは？

マイナンバー（個人番号）は、住民票コードそのものではなく、これに基づき、別に生成された番号を用います。当初の利用範囲は、税、社会保障、災害対策などの行政分野に限られています。個人のメリットとしては行政手続きの時間短縮や簡素化が期待されています。民間企業等の利用は厳しく制限されています。施行（2015年10月）後3年をめどに利用範囲の見直しが行われる予定です。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150520_009720.html

【21日】

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う東証上場規程等の改正

2015年5月13日、東証は、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う有価証券上場規程等の改正を行った。

ポイントは、次の5点である。

- ① コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコード）を有価証券上場規程の別添として定める。
- ② 企業行動規範の「遵守すべき事項」として、CGコードを実施しない場合の理由説明（エクस्पライン）を規定する。

- ③ CG コードを実施しない場合の理由説明（エクスプレイン）は、コーポレートガバナンス報告書において行う。
- ④ 改正前の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」尊重規定を、CG コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換える。
- ⑤ 主要な取引先の元業務執行者などを独立役員に指定する場合の「開示加重」を廃止して、「属性情報開示」に統一する。

改正は、2015年6月1日から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150521_009740.html

【22日】

定型約款に係る改正（1）

～2015年3月国会提出、民法改正法案より～

2015年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。

これには「定型約款」に関する規定が含まれている。

「定型約款」の定義、定型約款の内容を合意したとみなされるための要件（ただし、信義則に反するなどとして例外的にその条項が合意したとみなされない場合あり）、定型約款の内容の表示、定型約款の変更に関する規定が提案されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150522_009741.html

【26日】

定型約款に係る改正（2）～経過措置等

～2015年3月国会提出、民法改正法案より～

2015年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。これには「定型約款」に関する規定が含まれている。

このレポートでは、「定型約款」に関連して、施行日や経過措置につき検討する。

経過措置として、原則として、定型約款に関する改正後の民法の規定は、施行日前に締結された定型取引に係る契約についても、適用することなどが規定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150526_009760.html

【27日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第3回

マイナンバーが送られてきた。さて、どうする？

2015年10月5日以降マイナンバーが記載された通知カードが送られてきます。同封された申請書を用いて、個人番号カードを任意で取得することもできます。番号受領後は、勤務先や証券会社・金融機関などに番号を告知して本人確認を受けることになります。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150527_009755.html

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (5月5日付朝刊20面)	「エコノ探偵団」 結婚に関する税制についてコメント	是枝 俊悟
東京新聞 (5月12日付朝刊8面)	種類株式の第三者割当 に関してコメント	吉井 一洋
日経ヴェリタス (5月17日付18面)	銀行勘定の金利リスク についてコメント	鈴木 利光
Financial Adviser (6月号)	シンクタンク研究員による 読み解き!最新制度 Vol.03 社会保障制度の負担軽減の対象となる 「住民税非課税」を考察する	是枝 俊悟

◇5月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
5月14日 掲載	コラム：繰延税金資産の回収可能性の会計指針見直しに思う http://www.dir.co.jp/library/column/20150514_009710.html	吉井 一洋
5月20日 掲載	コラム：地銀再編とダブルギアリング規制 http://www.dir.co.jp/library/column/20150520_009721.html	鈴木 利光